

韮崎市老人福祉センター指定管理者の候補者の選定について

韮崎市老人福祉センター指定管理者の候補者については、指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月市議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	韮崎市老人福祉センター
2 指定の期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日
3 応募団体数	1団体
4 指定管理者の候補者	名称：社会福祉法人 韮崎市社会福祉協議会 所在地：韮崎市大草町若尾1680番地
5 候補者の選定理由	審査にあたっては、管理運営の基本方針、管理運営の内容、管理のための人的・物的能力、利用者等への対応、安定的な運営のための経済的基盤の5項目で審査基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った結果、これまでの実績について考慮したうえで、適切に施設を管理運営できる団体であると判断し、上記団体を選定した。 ・物的・人的能力に問題はないと判断される。これまでの管理実績等から、適切に施設を管理できる団体であると判断し、指定管理者の候補者として適当と認められる団体である。
6 指定管理者選定委員会の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の構成 <ul style="list-style-type: none"> 委員長：福田敏明（副市長） 副委員長：宮川文憲（会計管理者） 委員：深澤賢治（総務課長） 委員：日向 亘（政策秘書課長） 委員：水川秋人（企画財政課長） 委員：駒井宗男（福祉課長） 委員：丸山正和（丸山会計事務所理事長） 委員：小池 郊（山梨中央銀行韮崎支店長） ・審査日時等 <ul style="list-style-type: none"> 第1回：（平成22年8月18日） ・募集要項、選定基準及び選定方法の決定 <ul style="list-style-type: none"> 第2回：（平成22年10月25日） ・申請書類等の審査、応募団体ヒアリング、企画提案評価、選定結果内容、答申内容等の検討